

暮らしの ここカタ 弁護士相談室

第3回



統一的な制度として改正に ただし、必要性がポイント

入江・置田法律事務所 置田 浩之弁護士

「財産管理制度 の創設」

所有者不明土地問題の一つに放置された相続土地が荒廃し、近隣住民や周辺環境に悪影響をおよぼす恐れがありました。昨年4月に施行された改正民法では、相続財産の適切な管理を実現するため、相続財産が暫定的な遺産共有状態にある場合も含めた統一的な財産管理制度が創設されました。

Q 亡父の相続人は私(長男)と二男で、ともに相続した土地から遠く離れて住んでいます。兄弟とも単純承認(相続財産をそのまま受け継ぐ相続)で、遺産分割協議は進んでいません。土地を含む父の相続財産を管理するために、相続財産管理人(以降管理人)の選任を家庭裁判所に請求できるのでしょうか。

また、土地には一部崩落した老朽家屋があり、土地の固定資産税も父は滞納していました。父の管理人が選任されると、管理人は老朽家屋の解体や固定資産税を支払うため土地の売却はできますか。

A 旧民法では、相続人が判明している場合には、次の3つの段階では相続財産管理制度(以降管理制度)がありました。①相続人が相続の単純承認または放棄をするまで②限定承認(相続財産から負の財産を清算して余れば相続するなど)がされた後③相続放棄後、次の順位者への引継ぎ前です。しかし、相続人が不明の場合や相続人が単純承認してから遺産分割できるまでの期間は管理制度が利用できませんでした。

そのため、改正民法では、相続のどの段階でも統一的な管理制度として、家庭裁判所は利害関係人または検察官の請求により、いつでも、管理人の選任、その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができるようになりました。

ただし、どのような場合でも管理人の選任が認められるわけではありません。管理人による管理の必要性が認められなくてはなりません。

本ケースでは、土地上に一部崩落した老朽家屋があり、近隣住民に危害をおよぼす恐れがあ

ります。また、長男、二男とも遠方に居住しているため、適切な管理は困難と考えられるなど管理人選任の必要性は認められると言えます。

また、管理人の職務は相続財産の保全を図ることにあるため、管理人は、家庭裁判所の許可を得ることなく、保存行為や目的物などの性質を変えない範囲内での利用・改良行為ができます。ただし、これらを超える行為が必要ときは家庭裁判所の許可を得る必要があります。

本ケースでは、土地上の家屋が老朽化のため一部崩落し、近隣住民に危害がおよぶ恐れがあることは認められます。しかし、建物の解体は保存行為や目的物などの性質を変えない範囲内での利用・改良行為と言えます。管理人は家庭裁判所の許可を得た上で、土地上的家屋の解体を行う必要があります。

また、父親が滞納していた固定資産税については、相続債務に該当し、共同相続人である長男と二男が当然に承継されていると考えられます。管理人がその弁済原資を相続財産から拠出すると相続財産の減少をもたらすため、原則として管理人は相続債務である父親の固定資産税の弁済を行うべきではないとも考えられます。

もっとも、本ケースの場合、父親が滞納していた固定資産税の支払いは、土地に対する将来の強制執行を排除し、相続財産である土地を保存するために不可欠な行為であるとの考え方も成り立ち得ます。いずれにせよ、土地の売却や固定資産税の弁済は処分行為に該当するため、管理人は家庭裁判所と緊密に連携しながら慎重に行う必要があります。



おきた・ひろゆき 東京大学大学院修了後、銀行勤務を経て大阪大学法科大学院修了。2009年から大阪で弁護士活動開始。12年、税理士登録。遺産相続業務を専門分野とし、遺言書・法定後見・信託などの生前対策業務、遺産分割協議・調停・審判・訴訟などの紛争業務をトータルにサポート。
☆入江・置田法律事務所
大阪市阿倍野区旭町1の2の7の411
Tel 06・6556・6613